

平成21年度地域活動支援連携事業実施要綱

1 目的

この事業は、特色ある活動や社会のニーズを的確に把握した活動などを実践する団体が行う、ボランティア活動や地域づくりへの取り組みなどの公益的な活動を支援することにより、協働・連携のもと地域活動の核となる組織への発展・育成を目指し、地域活動の推進に資することを目的とする。

2 対象事業

- (1) 社会のニーズに迅速に対応しようとする、公益性を有し収益性を伴わない事業
- (2) 広域的な連携のもとに取り組む、公益性を有し収益性を伴わない事業
- (3) 地域の特性を活かした、公益性を有し収益性を伴わない事業

3 対象団体

営利を目的としない地域活動を行う団体で、地方公共団体やこれに準じる団体、政治団体、宗教団体を除く団体とする。

4 助成対象経費

この事業の対象経費は、ボランティア活動や地域づくりへの取り組みなどの、公益性を有し収益性を伴わない事業に要する費用とする。ただし、次の経費は除く。

- (1) 備品購入費
- (2) 管理費（事務所借上料等団体の運営、管理に係る経費）
- (3) 食料費（ボランティア活動などで提供する食事の原材料費を除く）

5 助成団体数及び助成金額

助成団体数は10団体程度とする。また、助成金額は申請額の範囲内の額とし、上限を15万円とする。

6 助成金の申請

助成金の申請にあたっては、別紙1「申請者に関する調書」及び、別紙2「助成金申請書」を（財）北海道地域活動振興協会に提出する。

7 助成金の交付決定

申請書の内容を審査し、その事業が適当であると理事長が認めたときは、申請団体に対し助成金決定通知書（別紙3）により通知し、プライバシーに係るものを除いて、（財）北海道地域活動振興協会のホームページで公開する。

8 連携・協働

当該事業の実施に当たり、申請団体が開催する会議等に（財）北海道地域活動振興協会又は関係団体からの出席等の要望がある場合、できるだけ配慮するものとする。

9 事業実施報告書等の提出

助成を受けた団体は、事業終了後2ヶ月以内又は平成22年4月9日までのいずれか早い時期に、次に掲げる書類を（財）北海道地域活動振興協会へ提出しなければならない。

（1）事業実施報告書（別紙4）及び領収書（確認後返却）

（2）対象事業実施状況の写真（データの送付又は別紙5の規格による送付）又は動画

なお、写真は3枚以上とし、原則として当協会ホームページへに掲載するので、掲載不可の場合は、その旨表示のこと。

10 助成金の交付

提出された事業実施報告書等を審査のうえ、助成金の額を確定し、交付する。

11 助成金の返還等

次の各号の一に該当すると判断した場合は、交付した助成金の一部又は全部を返還させる。

（1）虚偽の申請、その他不正な手段により交付を受けたとき

（2）その他交付の目的に著しく反する行為が認められたとき

（3）やむを得ない事情により、申請事業が実施できなくなったとき

12 その他

助成を受けた団体は、（財）北海道地域活動振興協会が事業内容に関する事項の調査及び報告を求めた場合は、これに協力しなければならない。

附 則

この実施要領は、平成21年6月1日から施行する。